

第89号

議会だより



【第2回少年教室「野外体験」ペン立の木工クラフトに集中!】

	内	容 -
		^ 4 \\\ 7 \\\ 1 \\\ 1 \\\

◇令和4年第2回積丹町議会定例会	◇総務文教・産業建設常任委員会			
一般質問	所管事務調査			
①町職員の副業について2~3	◇意見書の提出			
②学校の部活動について4~6	◇議会の主なる動き			
◇議員派遣	◇議会一口メモ			
○積丹町議会議員視察研修	◇積丹町議会・委員会出席状況			
○北海道町村議会議員研修会	◇編集後記			

発 行 積 丹 町 議 会 編 集 議会広報編集特別委員会

令和 2

月17日に閉会しました。 令和4年第2回積丹町議会定例会が6月15日に招集され、報告3 議案12件、 選挙1件、 陳情1件、 意見案2件が審議され、 同

般 質 問

記載の 般質問は要約しています。

①町職員の副業について

田村 雄 議員



て解禁してはどうかと思います した。積丹町も職員の副業につい ことを許可する制度が導入され 高振興局で職員が副業に従事する をしましたが、この度、北海道 業を許可してはどうかという質問 以 町長の考えを伺います。 前、 町臨時職員に休日等の 副 H

の副業に従事されています。今業従事許可の実態は、4名が10件 用の実態を把握し、 営利企業従事許可規定の適用 をこれまでの許可制度から届出制 和3年度の会計年度任用職員 基づき副業を許可しています。 員からの営利企業従事許可申請に 関する取扱要綱」により、 かれましたので、 丹町会計年度任用職員の任用等に 任用職員の場合は、 ついて、 改めて北海道の関係例規の運 勤務時間の短い会計 町職員 当町では、「積 町の取扱要綱 法改正により 0 当該職 副 の副 が除 年度 令

報酬を得ていかなる事業若しくは こと、②営利企業の役員等の地位 され、職員は任命権者の許可を受 が定められています。 事務にも従事してはならないこと 私企業を自ら営むことはできない けなければ、 営利企業への従事等の制限が適用 法改正後も地方公務員法第38条の を兼ねることはできないこと、③ 一規職員の場合は、 ①営利を目的とする 令和2年の

申請に限り、 決に繋がる兼業に従事する職員の 用を遵守しながら、 ないことの適用について、 若しくは事務にも従事してはなら 例には、 める一定の許可基準の制限的な運 たものと承知しています。 ご指摘の北海道日高振興局 報酬を得ていかなる事業 道職員の副業を許可 地域課題の解 道が定 の事

あり、

公務員の公正・中立の確保

による公務の信頼性を低下させて

務員の服務規律が公平かつ透明で 限的な許可運用基準に沿って、 解消に繋がり、 として取組み可能な兼業許可基準 観光業等の労働力不足の地域課題 地域の基幹産業である農業、漁業、 業について検討する場合には、① 構築ができるか、 当町において、 地域社会貢献活動 仮に町職員の副 ②自治体の制

員であっても、

パソコンでの

町職員の副業は、

えます。

が考えられ、

今後研究が必要と考

度の安定性が保持できるかの視点 らないための許可制度の確立、

制

公務員の服務制度の形骸化に繋が はならないという法律の基本や、

度に早期に改正したいと考えて

由に何でも兼業して良いというこ 分分かりますし、好きな職種を自 様々な難しい法律等もあるのは十 投資等が自由にできる時代です。



▲町職員の執務中の様子

しいと思っています。 すので、ぜひ前向きに取組んでほ ためにも良いことだろうと思いま 汗をかいたりすることは、 つもの事務所と違う空気を吸って んで取組むべきだと思います。 利益になるようであれば、 切なのは、地域と町職員が相互 とにはないことも分かります。 私は進 健康の 61 \mathcal{O}

6つの要件を示しています。 務を行う日には3時間以下など、 囲内であること、⑥勤務時間外で は社会通念上相当と認められる範 として得られる報酬の額について との利害関係がないこと、 ないこと、 の意思によって行うものであるこ ければならないこと、②職員個人 与する公共性の高い副業活動でな 等の特産地の地域課題の解決に寄 準の運用の中で、 興局の事例は、 公共性、透明性を確保するために 松井町長再答弁 ③営利を主目的にしたもので 1カ月で30時間以 従事する時間は週8時間以 ④公務員としての立場 道が定めた許可 ①昆布やイチゴ 北海道 下、 通常勤 ⑤副業 日高

これを本格的に実施するとした 地方公務員法の3つの制約

> 熟度を高める時間が必要ではない との均衡性も保たれることから考 によって国家公務員と地方公務員 のが になってきているのかもしれませ えますと、 かと考えています。 んが、その運用については制度の 運用の基準をしっかり示すこと あるとは 副業制度は必要な時代 いながらも、 国 「がそ

ながら、 います。 北海道の副業許可基準やその運用 ら開始したばかりですので、今後、 と考えます。北海道は今年4月か 設ける場合には、 のではないかとの認識に立ってい \mathcal{O} 保障が確立されなければならない ることによって地方公務員の身分 理解される制度を構築し、 実態と課題も明らかになると思 また、仮に町職員 そうした事例を参考にし 今後検討する余地はある 町民にきちんと の副業制 公表す 度を

を陸揚げする時の話を農林水産課 ことができればと思っています。 感じられないものですから、 再々質問 『度をきっかけに少しでも近づく 以前、 住民との距離感があまり近くに 漁港に船が着いてから魚 今一つ、 町職 員 と地 副

> と思います。 ており、 わっていない部分もあったと思っ 職員には理解できずに上手く伝 職員に説 いと感じています。 実践してみなければ分からな 浜では日常的に話す会話も町 改めて浜に一度来てもら 明したことが それが現実だ あ ります

だろうと思いますので、 職員の副業について検討してくださ 回又は月1回でも浜の人達の仕事 に関わる事ができれば解決できる 町職員の副業を活用して、 ぜ 週1 ひ 町

> 松井町長再々答弁 建設、 住民福祉の 心員が本

努めてまいりたいと思います。 多くなり、 ことによって町民と接する機会も うした職員 づくことになるわけですから、 非常に大事なことで、 政を担う部署は、そうした意識 摘ですが、特に住民と密接な関係 来の公務を遂行する過程でのご指 マンとして業務のあり方に様々気 のある産業、 そこで職員個々が行政 の意識・姿勢の醸成に 現場に出る そ が

新型コロナウイルス

防止しましょう



マスクを 正しく使いましょう。



こまめに 手を洗いましょう。

②学校の部活動について

田村

雄一

議員

れているのか伺います。どのような状況でどのように行わず校の部活動については、現在、

本語教育長名学 学校の部活動は、中学校学習指導要領で学校教育の一環として位置付けられており、生徒の自主的・自発的な参加り、生徒の自主的・自発的な参加智意欲の向上、責任感や連帯感の習意欲の向上、責任感や連帯感の潜しませ、学の関連が図られるよう留意することとされています。

た学校生活を展開していくためにいるが、楽しさや喜びを味わい、豊から活動であり、学校教育においておるが、楽しさや喜びを味わい、豊から、楽しさや喜びを味わい、豊かな人間関係づくりと明るく充実しな人間関係づくりと明るく充実した学校生活を展開している部活動中学校で行われている部活動

す。 も欠かせない活動だと考えていま

況は、 や目標を持ち、 導の下で個人や集団としての目的 地区大会への出場など、 開催される吹奏楽コンクー 開催する大会、吹奏楽部は8月に 志中体連、各競技連盟、 観点から、 活等への影響や教員の負担軽減の 時間とし、 9時から12時までの3時間 ます。また、平日は15時40分から ぼ全員が何らかの部に加入してい 楽、③特設部としてスキージャン 年6月から7月初めに行われる後 日曜日と祝日に設けています。 17時40分までの2時間、 が行われ、全校生徒30名のうちほ プや水泳など大きく3つの部活動 ミントン、②文化部として吹奏 美国中学校の部活 ①運動部として卓球とバド 1.日に設けています。毎平日に1日のほか原則 休養日は生徒の学校生 日々活動を続けて 動 0 協会等 土曜日は 現 -ル札幌 を活動 在 . の指 0) 状

備、 が大切であると考えており、 ます。教育委員会としては、これ 切な部活動の運営を図ってきてい 町立学校に係る部活動の方針を定 えたスポーツ・文化活動環境の整 等の設定、 進のための取組、 でかつ効率的・効果的な活動の推 背景に、令和2年2月に①適切な 指します。 活動が適切に実施されることを目 続き学校と連携を密にしながら部 らの方針に沿って実施されること えた部活動に係る活動方針を定 に向けた6項目を基本とする積丹 の見直し、⑥部活動の指導の充実 運営のための体制整備、 教育委員会ではこうしたことを 美国中学校でも同方針を踏ま ⑤学校単位で参加する大会等 学校全体の教育活動として適 ④生徒のニーズを踏ま ③適切な休養日 ②合理的

されてしまっていると思います。(再質問) 部活動は、現在、限定

ます。 キージャンプ競技の方々は、 度町栄誉賞を受彰されましたス 野球やサッカ 態で運営していると思います。 あっても取り上げてもらえない状 数の部活動の場合、色々な要望が もらいやすいと思いますが、少人 部活動ですと要望等を取り上げて 方々の苦労は大変なものだと思い 活動されており、関わっている にジャンプ台がない中、少人数で 形になっていると思います。 人数での活動は、身内だけでやっ そうした苦労は、大人数の ほぼ個人競技に限定された Ĭ, バスケットもで この 地元



ているような場合もありますから、泣く泣く遠慮している状態ではないかと思います。教育委員会側から要望等の聞き取りをしたことはあるでしょうか。どうか少人とはあるでしょうか。どうか少人とはあるでしょうか。どうかますかでる方々の活動をしっかりと支えて欲しいと思いますが、どのように考えますか。

十河教育長再答弁 現在特設部にはスキージャンプや水泳がありにはスキージャンプや水泳があります。卓球、バドミントン、吹奏部は、学校の中で常時活動するとが、例えばスキージャンプですとが、例えばスキージャンプですとが、例えばスキージャンプですとに、個人で練習場所に行って活動には柔道でも他の町で練習をしていた状況もありました。

一環に位置付けられますので、中本連というのは学校教育活動の中のであり、中体連が開催すす。中体連というのは学校教育関係団中体連というのは学校教育関係団中が連というのは学校教育関係団が、



▲吹奏楽部の練習の様子

費も同様に負担しています。吹奏楽も同じように、引率等の旅旅費や参加費を負担しています。旅費や参加費を負担しています。が、

東球やバドミントン競技が現在も 中学校でも団体競技の運動部等に ころが非常に増加していると指摘 ころが非常に増加していると指摘 されています。美国中学校では、 過去には野球部等がありました が、徐々に生徒数が減り活動ができなくなる中、個人で参加できる となくなる中、個人で参加できる

状です。
部活として続けられているのが

現

世々質問 学校の事情の有無に関わらず、少人数の生徒しかいな は達の声をきちんと拾いあげ、支 関わらず、少人数の生徒しかいな

はなく、 活動は、 うのが現状です。 ほしいとされています。 まず休日の部活動は地域で担って えられています。その一つとして、 学校から地域へ移行する動きが考 提言が出されましたが、部活動は 先日スポーツ庁から有識者会議 方 すが、すぐには対応できないと めてほしいとして提言されていま 在の部活動を取り巻く状況では、 ないわけではありませんが、 々からの意見などを全く聞 令和5年度からその取組を進 学校教員が対応するので 地域で対応することとし 休日の部 保護者 いて

にかかる送迎についてで、中体連にしています。それは、大会参加は、大会の引率にかかる負担を耳保護者の意見や要望等として



議会を傍聴してみませんか

定例議会、臨時議会を問わず、受付名簿に住所氏名を 記入するだけで、どなたでも気軽に傍聴することがで きます。詳しくは、議会事務局にお問合せください。 電話:44-3380

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用及び手指消毒の上、間隔を空けて着席ください。

を出 もあ うにとのご指摘は理解しますし だけ保護者の負担が軽減されるよ はできないのが現状です。できる 現実的には大会もたくさんありま までも何度か聞いています。ただ、 いうのは中体連の大会ば で送迎し してほ ります。 りますの 全ての要望を満たすこと 7 L て参加しているケー や協会が主催する大会 で、 学校としては部活動 いという要望はこれ 有 可能な限りバス スや借上バス かりでは ス



きたいと思います。 に当初予算で足りな を出しておりますが、 正予算を組 全国大会に勝ち進み出 の大会等の参加にかかる補助金等 当然だと思 姿を見れば、 ろうと思 が望まし 子供達が一 いますので、 いのか議論 61 、ます。 います。 んで生徒 生懸命 応援したくなる 現 の負担軽 13 す 頑 場合には補 在、 場するため べきことだ 張 全道大会、 0 部 7 ただ 活動 O13

◇議員派遣◇

積丹町議会議員視察研修

7月5日、令和2年5月に新築移転されました北海道議会新庁舎(地上6階・地下1階)を

視察しました。本会議場や委員会室は、議員席や 傍聴席も車いすでの利用ができる他、防音の親子 席も整備されるなど、誰にでも使いやすい優しい 施設となるよう設計されていました。

また、同日には道庁水産林務部を訪問し、森林 環境譲与税を財源とした本庁舎1階ロビーの木質 化整備について研修を行いました。



▲道議会本会議場



言書の

中には、

ポ

、費用負担なれた

のあり方

と思

って

お

りま

にも触れて

います。

どのような形

▲道庁1階ロビー(木質化)



▲議員5名が参加

北海道町村議会議員研修会

令和4年度北海道町村議会議員研修会が、7月6日札幌市で開催され、全道町村から多くの議会議員が参加されました。研修会では2部入替制にするなどの感染症対策を取りながら「参院選最終情勢分析と選挙後の政局展望」と題し、政治ジャーナリストの泉宏氏の講演を拝聴しました。

常語 常任委員会 ~所管事務調査~

6月17日、総務文教常任委員会(山本俊三委員長)及び産業建設常任委員会(海田一時委員長)を合同で開催し、令和3年度実施事業の進捗状況について、調査事項を所管する町担当課長の説明により、次の8件の現地調査を行いました。

【総務文教常任委員会調査事項】

- ①余別地区教職員住宅整備事業
- ②旧公共施設再生対策事業 (ヤマシメ番屋・石倉利活用状況)
- ③エイジングステーションやすらぎ維持管理事業
- ④積丹町B&G防災拠点整備事業(防災用資機材購入事業)



▲余別地区教職員住宅整備事業



▲積丹町B&G防災拠点整備事業【積丹消防車庫】

【産業建設常任委員会調査事項】

- ①神威岬自然公園遊歩道整備工事
- ②観光資源創出事業(神威岬灯台「第一等不動レンズ| 里帰り状況)
- ③積丹町観光センター改修工事
- ④ 積丹町美国団地長寿命化等改修工事



▲神威岬自然公園遊歩道整備工事



▲積丹町観光センター改修工事

〔調査の意見〕

以上の事業の進捗状況については、順調に実施されていると思われる。今後は施設等の適 正な運用及び維持管理に努められたい。 令和4年第2回定例会において可決し、地方自治法の規定により、 次の2件を各関係行政庁に提出しました。

森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書

北海道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進することが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

北海道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林・林業・木材産業によるグリーン成長が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、適切な間伐と 伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や防災・減災対策の推進に必要な治山事業予 算を十分に確保すること
- 2 森林資源の循環利用を一層推進するため、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること令和4年6月20日 北海道積丹町議会議長 「提出先」衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産

〔提出先〕衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産 大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴(児)者への支援拡充を求める自治体意見書

聴力に障害があり、障害者総合支援法の身体障害者障害程度等級2級~6級に該当する場合は補聴器が「補装具費支給制度」の対象とされているが、軽度・中等度難聴(児)者については、「補装具費支給制度」の対象となっていない。

特に子どもにとって、聞こえは発達・学業にも大きな影響がある。また、成人にとっては仕事にも 支障があり、老人にとっては、聞こえが認知症や命にかかわる。

2017年7月開催の国際アルツハイマー病会議でランセット国際委員会は、難聴を認知症の危険因子の一つに挙げ、2020年には「予防可能な40%の12の要因の中で難聴は最も大きな危険因子」と指摘している。軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等助成制度は、全ての都道府県で創設されているが、自治体によって制度の内容が大きく異なっている。また、成人については、制度そのものがない自治体もある。

どこの自治体に住んでいても、軽度·中等度難聴(児)者に対して十分な補助が行われるべきである。 よって、国におかれては、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 国の財政負担により、全ての年齢における軽度・中等度難聴(児)者等に対する補聴器の購入費及び修理・維持費に対する補助を実施すること
- 2 補聴器の購入費及び修理・維持費の対象に下記を追加すること
 - ①非難聴側が正常の片側難聴、高音急墜型、聴覚情報処理障害(児)者を加えること
 - ②イヤーモールド、両耳補聴器、無線式補聴援助装置、外耳形態異常に対する軟骨伝導補聴器を購入費の補助対象とすること
- 3 先天性難聴の早期発見のため、全ての自治体で新生児難聴検査への公費助成を実施するよう国が 財政的援助を強化すること
- 4 病気による難聴の予防のため、おたふくかぜワクチンの定期接種化や風しんワクチンの第5期接種の周知徹底と延長を行うこと

令和4年6月20日

北海道積丹町議会議長

〔提出先〕衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

議会の主なる動き

六月

14 13 H 会運営委員会

H 後志町村議会議長会臨時総会 札幌市(岩本議

北海道町村議会議長会定期総会 札幌市

15 第2回積丹町議会定例会 (第1日目)

11 H 総務文教常任委員会

第2回積丹町議会定例会 (第2日目

16

17 H 第2回積丹町議会定例会(第3日目

" H 総務文教・産業建設常任委員会合同所管事務調査 (現地調 査

H 逢坂議員・馬場議員) 「岬の湯しゃこたん」 開業記念交流会 野塚町 (岩本議長·海田 議 員

七月

5 日 積丹町議会議員視察研修 札幌市 (岩本議長・山 [本議員 ` 佐藤 議 員

6 H 北海道町村議会議員研修会 海田 議員・逢坂議員) 札幌市 (岩本議長 山 本議 員 ·佐藤議

総務文教常任委員会 員·海田議員·逢坂議員

*リ*日 議会全員協議会 8日

20 日 北後志消防組合議会第2回定例会 余市町(岩本議長

ク日 北後志衛生施設組合議会第2回定例会 余市町 (岩本議長

八月

3 日 札幌市 北海道 森林・林業・ (海田議員) 林 産業活性化促進議員連盟連絡会定期総会

広報編集特別委員会

24 22 日 日 後志町村議会議員研修会 岩内町(岩本議長・山本議員・石田: 議 員

佐藤議員・海田議員・逢坂議員・馬場議員)

25 日 (岩本議長・田村副議長・山本議員・石田議員・佐藤議員・海田議員 一神威岬灯台第一等不動レンズ里帰り」記念式典 神岬町

逢坂議員・馬場議員

29 日 後志広域連合議会第1回臨時会 倶知安町 (岩本議長









囲」 長の不信任議決と議会の解散

問題について、その責任を追及する手段として、 することになる。 議会を解散しない限り、その職にとどまることができず失職 ることである。この不信任議決を受けた町長は、10日以内に の判断に立って、町長を信任することができない旨を議決す の行政執行能力からみて、町行政を任せることができないと 町長の不信任議決は、議会が町長に対し、重大な行政上の あるいはそ

会には 散された場合は、選挙によって新議員が選ばれ、 解散して住民に信を問う権限』が与えられている。 の運営ができなくなるので、これを解決する手段として、 否定する」ような事態が考えられる。これでは円滑な町行政 を町長が執行しない」とか、「町長が提案する議案を事々に 争が激しくなる。極端な例としては、「議会が議決した事項 て運営される「大統領制」の建前になっている。 立した立場で互いに牽制し合い、その均衡と調和の上に立っ 決機関の議会」が、それぞれ権限を分かち合って相対し、 機関の町長」と行政運営の基本方針や重要施策を決定する「議 いて再度不信任が議決されたら町長は失職することになる。 このバランスが保たれてよく機能している間は問題 本来、現行の地方自治制度は、行政事務を執行する「執行 何らかのもつれから一旦これが壊れると両者の対立と抗 『町長に対する不信任議決権』が、町長には『議会を 初議会にお 議会が解 ない

(R4年6月~R4年8月)

○出席・□遅刻・△早退・×欠席

9 岩本幹兒	8 馬場龍彦	7 逢坂節子	6 笹山義治	5 海田一時	4 佐藤 晃	3 石田弘美	2 山本俊三	日 村 雄 一	氏 名 項 目	年月日
0		0	0	0	0		0		議会運営委員会	R4.6.13
0	0	0	0	0	0	0	0	0	第2回定例会(一日目)	R4.6.15
0	0	0	0	0	0	0	0	0	総務文教常任委員会	R4.6.15
0	0	0	0	0	0	0	0	×	第2回定例会(二日目)	R4.6.16
0	0	0	0	0	0	0	0	×	第2回定例会(三日目)	R4.6.17
0	0	0	0	0	0	0	0	×	総務文教常任委員会	R4.6.17
0	0	0	0	0	0	0	0	×	産業建設常任委員会	R4.6.17
0	0	0	0	0	0	0	0	0	総務文教常任委員会	R4.7.8
0	0	0	0	0	0	0	0	0	議会全員協議会	R4.7.8
0	0	0	0		0	0			広報編集特別委員会	R4.8.22

席が用いられ、議員が車座になって審議する自治体や、

審議することはできません。他の議会では移動可能な議 されています。机が固定されていますので席を移動して なく、「議員」と「行政」が向き合う形で階段状に配置 いますが、本町の議場は、本会議場と委員会室の区別が

議場以外にも一般の会議室や集会場として多目的に使用

あえて床面に段差を設けていない自

この度、議員研修の一環で、

【馬蹄型の 道議会本会議場】

で良いのかなど、

周辺を含む床面の段差、③議場に限定して使用する空間

町民の皆さんの声を聴きたいものです。

ます。①活発な議会審議のための議席の配置、

2 傍聴席

も建て替えが必要になる時期が近い将来必ず来ると思い

本町の役場庁舎は老朽化しており、

その中にある議場

治体もあります。 することを前提に、

委委委員長 員員 長 逢佐石馬笹

弘龍義 節 子晃美彦治

坂藤田場山

れた理想的な配置で、

配席した本会議場は、 することができました。

他県にはない道議会独自の珍しい

特に、議員が向き合う馬蹄型に

北海道議会新庁舎を視察

たもので、議員が相互に活発な議論をするために導入さ 形状だそうです。これは、フランス下院議会を参考にし

先代の議場から受け継いでいると

の説明を受けました。

本町の議会を傍聴された経験のある方はご存知だと思